

おたる 5

OTARU CITY NEWSLETTER No.873

MAY. 2021
令和3年5月号



おたる 5

毎月1日発行
発行・編集/小樽市総務部広報広聴課
☎0134@4111内線223、☎0134@4331
✉koho@city.otaru.lg.jp

小樽市役所

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
☎0134@4111(代表)
執務時間：午前9時～午後5時20分

小樽市ホームページ
小樽市

広報番組

- テレビ
 - 小樽フラッシュニュース(S T V)
毎週土曜日：午前10時25分
- ラジオ
 - 小樽市民ニュース(FMおたる/76.3MHz)
月～金曜日：午前9時40分ごろ
土・日曜日：午前9時53分ごろ
 - 明日へ向かってスクラムトライ！(同)
第1・3月曜日：午後2時
放送翌々日の水曜日：午後7時(再放送)
※FMおたるホームページからも聴くことができます。

住民基本台帳人口

(令和3年3月31日現在)

人口：11万1634人
(うち外国人人口674人)
男5万288人・女6万1346人
世帯数：6万2365世帯

防災関係の連絡先

小樽市消防本部 ☎@9137
小樽市水道局 ☎@8111
小樽警察署 ☎@0110

当番医の診療時間

	祝日を除く 月～金曜日	祝日を除く 土曜日	日曜日、祝日 年末年始
午前7時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター
午前9時	かかりつけ医等	かかりつけ医等	当番医
午後12時30分	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター
午後2時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター
午後6時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター

当番病院は、テレホンサービス(録音による案内)☎@4618または小樽市医師会のホームページで確認できます。
○テレホンサービス案内時間
土曜日：午前7時～午後2時
日曜日、祝日：午前9時～午後6時
※医療相談は行っていません。



まちの写真館
スマイル

- 3月26日、新旧ミスおたる交代式が行われました。2020ミスおたる(左2人)から襷(たすき)を受け取った2021ミスおたる(右2人)は、これからSNSなどを活用し小樽の魅力を発信していきます。
- 3月20日、笠岩トンネル・旧塩谷トンネルの代わりとなる新たな道路「塩谷防災」の開通式を行いました。新しいトンネルでは急なカーブや幅員の狭い区間が無くなり、桃内―塩谷間をより安全に通行することができます。
- 3月29日、リーダー養成研修「堺町さんぽ」を開催しました。参加した小学生から高校生までの14人は、小樽運河や建物の歴史などについて学んでいました。
- 総合体育館で、レバンガ北海道バスケットボールアカデミーによる「小樽校プレススクール」を開催しました。3月29日の最後のレッスンに参加した子どもたちは、習ったことを思い出しながら力いっぱいドリブルをしていました。

「広報おたる」に掲載したあなたの写真を差し上げます。ご希望の方はお申し出ください。



5月5日の端午の節句を前にかしわ餅を作る和菓子職人。あんこをひとつひとつ丁寧に餅で包み、仕上げに、縁起の良いかしわの葉で餅を包んでいました。



※通常は手袋を着用して作業しています。

- 安全・安心な公共施設を次世代に引き継ぐために
- 食品衛生法が改正されます
- あなたの生活習慣は大丈夫？
- 5月以降も市役所の執務室等が変わります
- 4月から小型充電式電池を収集しています
- 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ
- こんな悩みは民生委員・児童委員へご相談ください

- 令和2年度予算下半期の執行状況
- 危険な空き家の除却費用の一部を補助します
- 住宅の省エネ改修工事費の一部を助成します
- 住宅改造資金に対する融資の利子分を補助します
- 情報パレット
- まちの写真館スマイル

フリーローン

個人事業主・法人役員向け

ビジネス&ライフ

お使いみち自由！

ローンの おまとめもOK! 個人事業主・法人役員の方の 事業性資金(創業含む)もOK!

固定金利 年5.8%～13.8%
(保証料込) ※金利は審査のうえ決定

【保証会社】クレディセゾン

※当金庫及び保証会社の審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
※商品内容の詳細等については、ホームページをご覧ください
※上記金利は令和3年4月15日現在のものです。
期間中でも金利を見直す場合がございます。

～地域に愛され一世紀、ともに輝く未来へ～

当金庫は、令和3年12月2日に創立100周年を迎えます。

仮審査のお申込みはコチラ→

北海道信用金庫テレホンバンク
0120-865-634
(平日9:00～17:00)

北海道信用金庫
HOKKAIDO SHINKIN BANK
http://www.shinkin.co.jp/hokkaido/

安全・安心な公共施設を

次世代に引き継ぐために



2年5月に策定した「公共施設再編計画」の執行計画に当たる『小樽市公共施設長寿命化計画（長寿命化計画）』を3年2月に策定しましたので、その内容についてお知らせします。



全体の約8割が築30年以上

市では、高度経済成長期にさまざまなニーズに応えるため、多くの公共施設等を整備してきました。整備した施設のうち、建築後30年以上を経過している公共施設は、延べ床面積で全体の約8割を占めており、建物の大規模な改修が必要になっていたり、設備機器等の更新時期を迎えたりしています。

一方で、人口減少や少子高齢化により、今後も厳しい財政状況が続くと予想され、適切な行財政運営を継続するには、現在保有する多くの公共施設を維持し続けることは困難な状況です。

この課題解決のため、統合化・複合化など、再編の方向性を示した「公共施設再編計画」を2年5月に策定しました。この計画の実行計画に当たる「長寿命化計画」は、施設ごとの整備時期や、整備内容、適切な維持管理方針などを定めており、計画的に整備することで、建物の性能や安全性を維持していくことを目的としています。

38年間で90施設を対策

四つの基本方針（下の「基本方針」を参照）に基づき、3年度から40年度までの38年間をかけて、対象となる90施設の対策に取り組みます。対象施設は、本市が保有する公共施設のうち、別途計画を策定する施設（公営住宅、学校、総合体育館、市役所

基本方針

1 適切に維持管理し、建物の品質・安全性を確保します

- 施設の老朽化の状況を鑑み、建物の状態に応じた適切な維持管理を行います。
- 長寿命化改修により、耐用年数を延長し、施設の延命化を図り、有効活用します。

2 効率的に公共施設を再編します

- 効率的に施設の更新等を行うため、保有する施設を積極的に活用し、再編を進めます。

3 公共施設の再整備では、民間ノウハウを効果的に活用できるよう検討します

- 民間ノウハウの活用を積極的に検討し、民間事業者との連携により、事業費の削減や市民サービスの向上を図ります。

4 公共施設に関する事業費を縮減・平準化します

- 施設総量の削減を行い、更新・改修等の費用の縮減を図ります。
- 大規模改修時に長寿命化改修を行うことで施設の延命化を図り、建設から廃止までの全期間にかかる費用の縮減を図ります。
- 対策を計画的に行い、対策費の一時的な集中を避け、費用の平準化を行います。

本庁舎別館などのほか、文化財・歴史的建造物や、延べ床面積が1000㎡未満の建物を除きます。

なお、総合体育館および市役所本庁舎別館の再整備については、市民サービスに大きく関わり、多額の費用もかかることから、さらに検討が必要と判断し、3年度末までに別途計画を策定する予定です。

計画は定期的に見直しします

計画期間である38年間で4期に分け（2ページの「計画期間」を参照）、各期でPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、計画を見直します。また、各期間の途中であっても、社会情勢や財政状況等の変化に応じ、おおむね5年サイクルで見直します。

各部署が連携して推進します

施設を所管する部署は、長寿命化計画に基づき、各施設の改修・補修等の工事や、日々の維持管理を実施します。また、市職員で構成する「小樽市公共施設等マネジメント検討委員会」や「庁内連絡会議」では、市役所の各部署が連携しながら計画の円滑な推進を図り、各施設の対策を着実に進めていきます。

◆お問い合わせは、契約管財課 ☎ 4111 内線385、☎ 0675 へどうぞ。

長寿命化改修 建物や設備において発生した不具合を、老朽化や劣化等の進行を防ぐ工法や材料を用いて計画的に改修し、通常の耐用年数より10～20年程度長く使用できるようにすること

改修 建物や設備の不具合、老朽化や劣化等による問題箇所を修復すること

売却 用途を終えた施設を解体・撤去する（売却）か、売却すること

第1期の対策内容（主な施設）

<p>市民会館 改修</p> <p>（第2期に建て替え予定）</p>	<p>文学館・美術館 改修</p>	<p>産業会館（2階ホール） 改修</p>	<p>生涯学習プラザ 移転</p> <p>改修後の産業会館2階ホールへ移転</p>
<p>葬斎場 長寿命化改修</p>	<p>図書館 長寿命化改修</p>	<p>さくら学園 長寿命化改修</p>	<p>手宮保育所 建て替え</p>
<p>塩谷地区</p> <p>塩谷児童センター 改修</p> <p>放課後児童クラブと児童センターの機能は塩谷小学校内へ移転</p>		<p>塩谷サービスセンター 除却または売却</p> <p>改修後の塩谷児童センターへ移転後、除却または売却予定</p>	
<p>銭函地区</p> <p>銭函市民センター 改修</p> <p>改修後、銭函サービスセンターと消防団第15分団詰所を移転し、複合化予定</p>		<p>銭函サービスセンター 除却または売却</p> <p>改修後の銭函市民センターへ移転後、除却または売却予定</p>	
<p>おたる自然の村</p> <p>管理棟 改修</p> <p>農林漁業体験実習館 長寿命化改修</p>		<p>総合博物館</p> <p>蒸気機関車資料館 改修</p> <p>イベントハウス 鉄道・科学・歴史館 長寿命化改修</p>	

計画期間

3 (2021) 年度	第1期
12 (2030) 年度	
13 (2031) 年度	第2期
22 (2040) 年度	
23 (2041) 年度	第3期
32 (2050) 年度	
33 (2051) 年度	第4期
40 (2058) 年度	

「HACCPに基づく衛生管理」を行う事業者

- 食品を取り扱う従業員数が50人以上である事業場
- と畜場
- 食鳥処理場



「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行う事業者

- 食品を取り扱う従業員数が50人未満である事業場
- 飲食店営業、喫茶店営業、そうざい製造業
- 集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上）
- 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 など

食品を取り扱うすべての事業者の皆さまへ 食品衛生法が改正されます

令和3年6月1日から新しい食品衛生法が施行されます。営業許可制度が大きく変わるほか、新設される制度もあります。ここでは、主な改正内容についてお伝えします。

改正のポイント1
「許可業種」が
新設・統合により
34業種から32業種に

改正のポイント2
「営業許可制度」の
ほかに「営業届出制
度」が創設

改正のポイント3
HACCPに沿った
衛生管理が制度化

改正のポイント4
食品衛生責任者の設
置をすべての許可業
種・届出業種に義務化

2 届出業種（届け出が必要な業種の一例） ※①と③以外は届出業種となります。

HACCP
制度化
対象

食品衛生
責任者
必要

- 野菜果実の販売業
- とう精や量り売りを行う米店
- 従来の乳類販売業
- 包装のみを取り扱う魚介類や食肉の販売業
- 合成樹脂を使用している器具または容器包装の製造業
- 営業許可対象外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度以上の施設 など

手続きの経過措置期間（現在、営業許可の対象かどうかによって経過措置期間が異なります。）

改正前	経過措置期間	手続き
許可業種	改正前に取得した許可をもって届け出したものとみなす	不要
許可業種外※2	3年12月1日まで（半年間の経過措置期間）	3年12月1日までに保健所に届け出が必要（オンライン手続き可能）

3 届出対象外業種

HACCP
制度化
対象外

食品衛生
責任者
不要

- 食品または添加物の輸入業
- 食品または添加物の貯蔵または運搬のみを行う営業（冷蔵・冷凍倉庫は除く）
- 常温で長期保存可能で、容器包装に入った食品をそのまま販売する営業（自動販売機による営業を含む）
- 合成樹脂が使われていない器具または容器包装の製造業
- 器具または容器包装の輸入または販売業
- 営業許可対象外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設
- 農家や漁業者が行う農水産物の採取業

※手続きは不要です。

1 許可業種（新たな営業許可制度による営業許可業種）

HACCP
制度化
対象

食品衛生
責任者
必要

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 11 飲食店営業 | 12 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 13 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業（未包装品の取り扱い） | 14 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業（未包装品の取り扱い） | 15 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 16 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 17 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 18 氷雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 19 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 20 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 21 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | | 32 添加物製造業 |

手続きの経過措置期間（現在、営業許可の対象かどうかによって経過措置期間が異なります。）

改正前	経過措置期間	手続き
許可業種	改正前に取得した許可の有効期限まで	有効期限までに許可申請が必要※1 （3年6月1日からオンラインでの手続きが可能）
許可業種外※2	6年6月1日まで （3年間の経過措置期間）	6年6月1日時点で許可を取得する必要あり （3年6月1日からオンラインでの手続きが可能）

※1 これまでの更新手続きと変更ありませんが、業種によって手数料が変わる場合があります。
※2 表中の許可業種外には、6月1日に廃止される北海道条例に基づく許可・登録も含まれます。

新たな制度による業種一覧

新たな制度は3年6月1日から

営業許可制度の見直しが行われ、新たな「営業許可制度」に移行します。制度の変更に伴い、従来、北海道の条例で定められていた許可業種や販売登録が6月1日に廃止されます。また、新たに「営業届出制度」が創設されたことで、許可が不要な業種でも、保健所への届け出が必要です。

改正前から営業している場合は、経過措置期間があり、その期間が終わるまでに手続きを行う必要があります（上の囲みを参照）。

HACCPに沿った
衛生管理の制度化

6月1日から、「許可業種」および「届出業種」の事業者に対し、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が完全に義務付けられます。HACCPは衛生管理の手法の一つで、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、加熱等の特に重要な工程を事業者が重点的に管理し、全ての製品の安全性を確保するためのものです。

HACCPに沿った衛生管理は、業種に応じて「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方

を取り入れた衛生管理」の二つの基準に分けられます（対象事業者は、上の「HACCPに沿った衛生管理の二つの基準」を参照）。各事業者団体が基準に対応した「手引書」を作成していますので、厚生労働省ホームページでご確認ください。

食品衛生責任者の設置を義務化

「届出対象外の業種」を除くすべての営業施設で食品衛生責任者の設置が義務付けられます。食品衛生責任者の資格要件は次のとおりです。

- ▼調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格を有する方
- ▼食品衛生管理者の資格要件を満たす方
- ▼その他食品衛生責任者養成講習会など知事が認める講習会を受講した方

◆ ◆ ◆

その他にも、事業者がリコール情報を保健所に報告することが義務化された「食品等のリコール情報の届出制度」など、新設された制度がありますので、厚生労働省ホームページなどでご確認ください。

◆お問い合わせは、保健所生活衛生課 食品衛生グループ ☎03118-1469 へどうぞ。

75歳以上の方も！
小樽市後期高齢者医療制度
に加入している方の健診も
今年度から**無料**に！

5月中旬に「健康診査」と
「歯科健診」の受診券を郵送
します。たるトク健診と同
じように、医療機関へ予約
して受診してください。

ご活用ください！



小樽のけんしん まるわかりブック

各種健康保険に加入している方で、がん検診
を受ける機会のない方は、市の助成でお得に
がん検診を受けることができます(70歳以上
の方や非課税世帯の方は無料)。

各種がん検診などのけんしん情報について掲
載した「小樽のけんしんまるわかりブック」を
5月1日の新聞折り込みで配布しています。1
年間保管し、ぜひ健康管理にお役立てください。

年に一度の健康チェック！

あなたの生活習慣は 大丈夫？



何げない生活習慣が命取りに？

食事や運動、飲酒や喫煙、ストレス
など、日常の何げない生活習慣が、
やがて日本人の死因の約半数を占め
る三大疾病「がん・心臓病・脳卒中」
につながることをご存知ですか。こ
れらの病気は、高血圧や糖尿病、脂
質異常症などの生活習慣病が重症化
することで起こりやすいといわれて
います。生活習慣病は、おなかの内
臓に脂肪がたまる「メタボリックシ
ンドローム(内臓脂肪症候群)」を
放置することで発症します。治療が
必要となる前に、生活習慣に気を付
ければ、三大疾病を予防すること
にもなります。

まずは自分を知ることから

現在の生活習慣に問題がないかを
知るために、加入している健康保険
などで定期的に健康診断を受けま
しょう。小樽市国民健康保険に加入
している40歳から74歳の方は、特定
健診「たるトク健診」を無料で受ける
ことができます(下の囲み参照)。
「たるトク健診」では、メタボリッ
クシンドローム(内臓脂肪症候群)に
着目して、生活習慣病のリスクを検
査します。もしリスクがあっても、
生活習慣の見直しをすることで、こ
れを回避できる可能性が高いと判断

された方には、特定保健指導を案内
しています。特定保健指導では、よ
り望ましい生活習慣に変えていくた
めのアドバイスを、専門家から無料
で受けることができます。
後期高齢者医療制度に加入してい
る方も、「たるトク健診」とほぼ同じ
内容の健康診査や、歯科健診を無料
で受けることができます(左上の囲
み参照)。定期的に歯科健診を受け、
「お口の健康」を保つことで、生活習
慣病や認知症などを発症する危険性
を下げるすることができます。



現在、世界中で感染が拡大してい
る新型コロナウイルス感染症は、生
活習慣病などの基礎疾患があると重
症化しやすいといわれています。「今
日は一駅歩いてみよう」「脂っこい食
事は控えてみよう」など、いつもの行
動を少し変えるだけで、健康寿命を
延ばすことができるかもしれません。
元氣な生活を続けるために、定期
的な健康チェックを行いましょう。
◆お問い合わせは、保険年金課 ☎
4111 内線395(たるトク健診・
特定保健指導)・内線312(後期高
齢者健康診査・歯科健診)、 ☎
6168、または保健所保健総務課(各種
がん検診) ☎
3115へどうぞ。

STEP 1 医療機関を決めて、



お近くの医療機関で受診でき
ます。詳細は5月中旬に届く
受診券をご覧ください。

STEP 2 電話で予約して、



ご予約の際は「たるトク健診
(国保の特定健診)希望」と伝
えてください。

STEP 3 受診するだけ！



当日は、受診券と国保被保険
者証をお持ちください。

たるトク健診と同等の検査を受けてもキャンペーンの対象に！

人間ドックや職場の健康診断

人間ドックや職場の健康診断で、たるトク健診と
同等の検査を受けた場合、その健診結果を提供す
ることで、キャンペーンの対象となります。健診
結果の他にも必要となる書類がありますので、保
険年金課へご連絡ください。

通常の治療で行っている検査

「みなし健診実施医療機関」で、治療のためにたるトク健
診と同等の検査を受けている場合は、たるトク健診を
受診したとみなすことができ、キャンペーンの対象と
なります。検査結果の提供は医療機関を通じて行いま
すので、かかりつけ医へご相談ください。

さらに！
おトクな
キャンペーン
実施中

小樽市国民健康保険に加入している40歳から74歳の全員が対象！

たるトク健診が無料に！

10月末までに
たるトク健診を受けた方**全員**に
1000円分のQUOカード
をプレゼント！

※QUOカードは受診から2～3カ月後に発送します。

10月末までに受診できない方にもチャンス！
毎月抽選で**20人**に
1000円分のQUOカードが当たります！

3年連続受診した方にもチャンス！
抽選で**20人**に
脳ドック検査の受診券が当たります！
(小樽市立病院でのみ利用可)

費用はかかりません！

通常8000円以上かかる健診が、今年度から
無料で受けられるようになりました。

医療費の負担を減らせる！

病気を早期発見することで、重症化を予防す
ることができ、医療費の家計への負担を減ら
すことができます。

国民健康保険料が安くなる！

一人一人の医療費が削減されると、
国民健康保険料が安くなります。

早期発見・早期治療ができる！

自分の健康状態を確認でき、治療開始となる
前に、生活習慣を見直すことができます。

無料で専門家がアドバイス！

生活習慣病のリスクが見つかったら、専門家
から個別にアドバイスをもらえる「特定保健
指導」を無料で受けることができます。

小型充電式電池の分け方・出し方

はじめに・・・
市で収集している小型充電式電池の種類を確認しましょう！

- リチウムイオン電池**
(Li-イオン電池、Li-ion電池)
- ニカド電池**
(密閉型ニッケルカドミウム蓄電池、Ni-Cd電池)
- ニッケル水素電池**
(密閉型ニッケル水素蓄電池、Ni-MH電池)

マークじゃなく
文字で書いてる
ものもあるよ！

1 電池を小型家電製品から取り外します。取り外し方は、取扱説明書などで確認できます。

モバイルバッテリーはそのまま出そう！

2 発火する恐れがあるため、金属端子部やリード線をテープ等で巻いて絶縁してください。

3 透明・半透明の袋に入れ、袋の口を縛ります（乾電池等と同じ袋で出すことができます）。

しっかいね！

4 「かん等」の収集日の、朝8時30分までに、ごみステーションに出してください。

電気シェーバーなどのように、電池一体型のものは、無理に外さず下記へお持ち込みください（土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日は利用できません）。市内の消防署、支署、出張所および支所でも引き取りを行っています。

- ▼午前9時から午後5時20分まで
 - ・ごみ減量推進課内（市役所別館4階）
 - ・銭函サービスセンター（見晴町）
 - ・塩谷サービスセンター（塩谷1）
- ▼午前8時20分から午後4時50分まで
 - ・清掃事業所（天神2）

**電池が
取れない！
そんなときは**

小型充電式電池のほか、ボタン電池も「かん等」の日に収集します。

小型充電式電池は、充電して繰り返し使える電池で、携帯ゲーム機や携帯電話などの小型家電製品に入っており、私たちのあらゆる生活場面で活躍しています。ここでは、使用済みとなった小型充電式電池の分け方・出し方をお知らせします。

※鉛蓄電池・鉛バッテリーを除く。

4月から 小型充電式電池を 収集しはじめます

収集をはじめました

近年、小型家電製品に入ったままの小型充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等）が「燃やさないごみ」に出されることが増えていきます。小型充電式電池は、収集作業中に収集車で押しつぶされたときや処理施設で破碎したときに発火し、万一、火災が発生すると収集の遅延や処理施設の受け入れ停止など、多くの影響を及ぼし

かねません。そのため、従来の家電量販店等のリサイクル協力店に持参する方法のほか、市でも4月から、家庭で使用済みとなった小型充電式電池（鉛蓄電池・鉛バッテリーを除く）の収集を開始しました（分け方・出し方は左のイラストを参照）。

◆お問い合わせは、ごみ減量推進課 ☎4111 内線323、☎5032、または、清掃事業所 ☎3854、☎28141 へどうぞ。

5月以降も

市役所の執務室等が変わります

4月に行った組織改革により、5月以降も、教育部や建設部、生活サポートセンターなどの執務室が移転します。今回はその移転先などについてお知らせいたします。

6月まで移転が続きます

4月に行った組織改革について、本誌3・4月号で概略や業務の移管などについてお知らせしました。

5月からの執務室の移転については、教育部と子ども未来部放課後児童課が旧商業高校へ、建設部（市役所別館5階）が旧教育委員会庁舎へ、生活サポートセンター（たるさば）が市役所本館1階へ、それぞれ移転します。その他、市役所本館・別館でも右記のとおり、一部執務室の場所が変わります。

◆お問い合わせは、総務部総務課 ☎4111 内線213、☎21487 へどうぞ。

移転後	移転前
5月6日から 旧商業高校 (緑3-4-1)	4月30日まで 旧教育委員会庁舎 (花園5-10-1)
5月17日から 旧教育委員会庁舎 (花園5-10-1)	5月14日まで 市役所別館5階
5月24日から 市役所別館5階	5月21日まで 市役所別館2階
5月31日から 市役所別館2階	5月21日まで 市役所別館4階
5月31日から 別館5階内で移動	5月28日まで 市役所本館1階
5月31日から 市役所別館4階	5月28日まで 市役所別館5階
6月7日から 市役所本館1階	6月4日まで 花園4-2-11

5月6日～
教育部 学校教育支援室、教育総務課、施設管理課、教育研究所、生涯学習課、生涯スポーツ課
子ども未来部 放課後児童課

5月17日～
建設部 新幹線・まちづくり推進室、公園緑地課、建築住宅課、用地管理課、庶務課、都市計画課、建築指導課
子ども未来部 子ども発達支援センター (移転しません)

6月7日～
福祉保険部 福祉総合相談室 (たるさば)

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に関すること
- 学校生活の悩みに関すること
- 児童虐待に関すること



介護・福祉サービスに関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉除雪など、福祉サービスの利用に関すること
- デイサービスやショートステイなど、施設利用に関すること
- 介護保険制度に関すること



家族関係のこと

- 結婚・離婚に関すること
- 親子関係、扶養に関すること
- 相続に関すること



暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 職業や年金など生活に関すること
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること



こんな悩みは 民生委員・児童委員 へご相談ください

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関すること



民生委員・児童委員が家庭訪問する際は、必ず「民生委員・児童委員の身分証明書」を携帯しています。また、民生委員・児童委員には法律で守秘義務があります。

民生児童委員協議会地区会長(16地区)の連絡先

地区	区域	氏名・連絡先
塩谷	塩谷、桃内、忍路、蘭島	古賀るみ子 ☎0852
オタモイ	オタモイ、幸（長橋地区に含まれる住所を除く）	高島クニ子 ☎1057
長橋	長橋、幸2丁目1～7・19～21・22（9～11号）・23・24・25（1～12号）	上野知子 ☎7346
高島	高島（手宮地区に含まれる住所を除く）、祝津、赤岩	金子陽子 ☎8396
手宮	錦町、末広町、豊川町、石山町、手宮、高島4丁目15、梅ヶ枝町、清水町	戸内廣 ☎7364
稲穂	稲穂	西山寛純 ☎1919、☎4949
浜小樽	港町、堺町、色内、東雲町、山田町、相生町	鈴木攻 ☎1835
花園	花園	工藤昭博 ☎0216
山手	最上、緑、富岡	一柳富佐子 ☎5461
入船西	松ヶ枝、入船（入船東地区に含まれる住所を除く）	河内雪彦 ☎0754
入船東	有幌町、住吉町（南樽地区に含まれる住所を除く）、住ノ江、入船1丁目・2丁目1～11	高橋房子 ☎7821、☎8681
南樽	住吉町11（13号～）・14（6～19号）・15～17、信香町、新富町、勝納町、築港、若竹町、潮見台、真栄1丁目1～3・5、2丁目8～9	佐々木則子 ☎4769
奥沢	若松、奥沢、天神、真栄（南樽地区に含まれる住所を除く）	松本康志 ☎1520、☎1528
東小樽	船浜町、望洋台、桜（朝里地区に含まれる住所を除く）	高橋正典 ☎090（9523）5380
朝里	朝里、新光、新光町、朝里川温泉、桜3丁目26	西尾伊都子 ☎1607、☎1655
銭函	張碓町、春香町、桂岡町、銭函、見晴町、星野町	宮崎與志久 ☎6573

345人の「つなぎ役」

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談に応じ、福祉制度を紹介するとともに、必要なサービスを受けられるように関係機関への「つなぎ役」を務めるほか、高齢者世帯の見守りなど多岐にわたって活動をしています。

市内には、厚生労働大臣から委嘱された345人の民生委員・児童委員が16地区に分

気軽に相談ください

民生委員・児童委員が各家庭を訪問し、住所や電話番号、家族構成などをお聞きする世帯状況調査は、昨年引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止します。調査は行いませんが、困りごとや悩みごとなどがあり

ましたら、お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員

にご相談ください

なお、各地区の民生委員・児童委員の連絡先は、民生児童委員協議会地区会長（右の表参照）か、小樽市民生児童委員協議会事務局へお問い合わせください。

◆お問い合わせは、小樽市民生児童委員協議会事務局 ☎7844、☎5641、または、福祉総合相談室 ☎4111 内線301へどうぞ。

いつ接種できるの？



ワクチンの量には限りがあるため、接種する順位や時期を国が定め、順次、全国に供給しています。市では、国から供給され次第、その接種順位（下の囲み参照）に沿って、一部の高齢者施設などから接種を始めています。接種開始の時期が近づいた方から順番にご案内しますので、今しばらくお待ちください。

国が定める接種順位

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者（3年度中に65歳以上に達する方）
- 3 基礎疾患を有する方（慢性の呼吸器の病気にかかっている方など）
高齢者施設等の従事者
- 4 上記以外の方
※60～64歳の方は、ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する方と同じ時期に接種を行います。

どうやって接種するの？

ワクチンの接種は完全予約制です。接種開始の時期が近づいたら、一人一人に接種券（クーポン券）を郵送しますので、接種を希望する方は、同封する案内に従い、5月中旬以降に市が開設する予定のコールセンターやインターネット、市内受託医療機関で予約してください。

接種するにはお金がかかるの？

接種にかかる費用は全て国が負担するため、無料で接種できます。

詐欺にご注意ください！

行政機関の職員をかたって「ワクチン接種のために必要」という名目で、金銭や個人情報をだましとろうとする不審な電話が報告されています。市区町村等がワクチン接種のために、金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

どんなワクチンなの？



現在、日本で接種が行われているワクチンは、アメリカのファイザー社が開発したワクチンで、3週間の間隔を空けて2回接種します。ワクチンを受けたの方が、受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないことがわかっています（発症予防効果は約95%と報告されています）。ただし、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだわかりませんので、引き続き、感染予防対策を継続していただくようお願いします。

接種の対象者はどんな人？

接種の対象となっているのは、接種する日の年齢が16歳以上の方です。なお、持病がある方など、接種を受けてよいかかわらない方は、かかりつけ医にご相談ください。

**新型コロナウイルスワクチン
北海道コールセンター**

北海道では、新型コロナウイルスワクチンに関する電話相談窓口を設置し、各種相談などに応じています。

☎0120-306-154

FAX 011-799-0338

※障害のある方からの相談に対応

受付時間：午前9時～午後5時30分
（土・日曜日、祝日も実施）

住宅の省エネ改修工事費の一部を助成します

申し込みができる方 (次の3項目全てに該当する方)

- 小樽市民であり、かつ市税を滞納していない方
- 前年の所得の額が550万円以下の方
- 住宅エコリフォームを行う住宅を所有する方

対象となる住宅

市内の一戸建て住宅(空き家も含む)または共同住宅の住居専用部分(店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみ)

※同一住宅の利用は年度内1回限りですが、前制度の「小樽市住宅リフォーム助成制度」を利用した住宅は対象。

※国、道および市で実施する他の支援制度との併用はできません。

対象となる工事

「小樽市住宅エコリフォーム助成事業資格登録者」として登録している事業者^{※1}が施工し、工事費の総額が50万円以上で、令和4年2月28日までに完了する次の工事

- 断熱改修工事
 - 窓の断熱改修工事(居室の一部の窓も対象)
 - ※居室：居間、寝室、子ども部屋、和室など
 - 壁、床、天井または屋根の断熱改修工事
 - ※断熱改修工事は、省エネ基準(平成28年基準)に適合すること。

住宅の省エネ改修工事を対象に、工事費用の一部を助成する「小樽市住宅エコリフォーム助成事業」についてご案内します。
 ◆詳細 建築住宅課 ☎4111内線364(5月17日(月)以降は内線7364)、 ☎4554

●省エネ型設備機器設置工事

- 自然冷媒ヒートポンプ給湯機(例:エコキュート)、自然冷媒ヒートポンプ暖房機
 - 潜熱回収型給湯機(例:エコジョーズ)、潜熱回収型給湯暖房機
 - 太陽光発電、太陽熱利用システム
- ※既に工事を始めている場合や、工事が終了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

対象外の工事

- 省エネ基準に適合しない断熱改修工事
- 新築工事
- 外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事
- 屋根板の不燃材料によるふき替えのみの改修工事
- 内部の模様替え工事
- 水回りを改良する工事

助成額

対象工事に要した費用と基準工事費^{※1}を比較して少ない額の10分の1で、同一住宅の利用上限額は30万円

申し込み

先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります

※¹詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。

金融機関から融資を受けて一戸建て住宅を改造する場合に、融資の利子分を補助する「小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度」についてご案内します。

◆詳細 建築住宅課 ☎4111内線354(5月17日(月)以降は内線7354)、 ☎4554

申し込みができる方 (次の5項目全てに該当する方)

- 小樽市民であり、かつ市税を滞納していない方
- 次の(1)、(2)のいずれかに該当する方
 - (1)改造工事を行う住宅に居住している方またはその配偶者
 - (2)上記(1)の方の三親等内の親族
- ただし、バリアフリー改造工事にあつては、改造する住宅に55歳以上の方または障害者の方が居住していることが条件となります。
- 融資申し込み時の年齢が20歳以上で、資金完済時の年齢が75歳(一部の取り扱い金融機関は70歳)未満の方
- 前年の所得の額が1200万円以下の方
- 「小樽市住宅エコリフォーム助成事業」を利用していない方

対象となる住宅

市内の一戸建て住宅(店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみ)

対象となる工事

市内に本店、支店等がある業者または市内在住の個人業者が施工する次の工事

- バリアフリー改造工事
- リフォーム全般工事

※融資決定後に、工事に着手することになるため、既に工事を始めている場合や、工事が終了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

融資の条件

- 融資限度額
 - ① バリアフリー改造工事 200万円
 - ② リフォーム全般工事 200万円
 - ③ ①+②の合計限度額
 - 無担保の場合 200万円まで
 - 有担保の場合 400万円まで
- 利率 無利子
- 償還期間 無担保融資7年以内
有担保融資15年以内

取り扱い金融機関

北洋銀行・北海道銀行・北陸銀行・北海道信用金庫・北海道労働金庫の市内にある支店

申し込み

先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります

※事前に建築住宅課へお問い合わせください。

令和2年度予算下半期の執行状況

市では、予算・決算の内容やその執行状況を年4回(4・5・10・11月)市民の皆さんに公表しています。今回は、2年度予算における3月31日現在の執行状況についてお知らせします。

◆お問い合わせは、財政課 ☎4111内線231へどうぞ。

一般会計・特別会計の執行状況

この表は、令和元年度からの繰り越し分を含みます。()内は予算額に対する収入率・執行率です。

会計	予算額	収入額	執行率
一般会計	746億3206万円	650億8130万円	(87.2%)
	643億6205万円	643億6205万円	(86.2%)
特別会計	326億4134万円	280億921万円	(85.8%)
	297億5814万円	297億5814万円	(91.2%)

※一般会計と特別会計には出納整理期間があるため、最終的な収入・支出の決算額は、今回の数値を上回ります。なお、企業会計を含めた全ての会計決算状況は、本誌10月号でお知らせします。

※**出納整理期間**…4月と5月の2カ月間を指します。一般会計と特別会計に設けられており、3月までに完了した工事代金の支払いや、事業の完了後に交付される国や道からの補助金の受領など、未収金や未払金の整理をする期間のことです。

市有財産の現在高

1775億387万円(道路・橋・企業会計分を除く)

内訳	金額
土地	762億2740万円
建物	840億3411万円
その他	172億4236万円

市債(長期借入金)の現在高

829億1157万円(企業会計を含む)

一時借入金の現在高

42億円(企業会計を含む)

市税の負担状況

3年3月31日現在の収入済み額…138億7059万円
 市民一人当たりの負担額…12万4251円
 一世帯当たりの負担額…22万2410円

※市民一人当たりの負担額と一世帯当たりの負担額は、市税収入済み額をそれぞれ人口および世帯数で除いた額のため、実負担額とは異なります。なお、人口および世帯数は3年3月31日現在の住民基本台帳によります。

住宅改造資金に対する融資の利子分を補助します

一定の基準に基づき、危険と判定された空き家の除却費用の一部を補助する「特定空家等住宅除却費補助金」についてご案内します。

◆詳細 建築指導課空家対策担当 ☎4111内線430(5月17日(月)以降は内線7430)、 ☎3963

申し込みができる方 (次の4項目全てに該当する方)

- 住宅の所有者または相続人
- 市税の滞納がない方
- 暴力団等と関係を有しない方
- 直近の世帯総所得が552万円以下の方

対象となる区域

市街化区域のうち、港町、築港、銭函4・5丁目を除く区域

対象となる空き家 (次の6項目全てに該当する空き家)

- 専用住宅または延べ面積の半分以上が住宅である兼用住宅であること
- 危険な状態であること
- 所有権以外の権利が設定されていないこと

危険な空き家の除却費用の一部を補助します

- 所有者および相続人が複数いる場合、所有者および相続人の同意が得られること
 - 故意に破損させたものでないこと
 - 他に補助を受けていないこと
- ※既に工事に着手している場合は対象となりませんのでご注意ください。

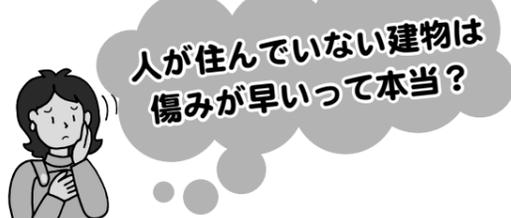
※その他にも条件がありますので、詳しくは建築指導課空家対策担当へお問い合わせください。

補助額

除却費用の3分の1で、上限額は30万円

申し込み

申し込みは5月6日(木)より先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります



本当です。人が住んでいないと、カビ・害虫による被害や雪の影響などにより、傷みが早く進行します。もし、屋根や外壁材などが飛散し、第三者にけがをさせてしまうと、所有者の責任が問われ、多額の損害賠償請求をされる可能性があります。「危険な状態の空き家を解体したいけど、費用が工面できない……」とお悩みの方は、お気軽にご相談ください。